

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和7年6月6日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地を記載した意見書を、令和7年6月6日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和7年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ東郡元店

鹿児島市東郡元19番3 外2筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
- (2) 変更後ア マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木 勉
福岡市博多区大井二丁目3番1号
- (3) 変更後イ イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- (4) 変更後ウ イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正
福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

3 変更年月日

- (1) 2の(2)の代表者の変更 平成26年5月23日
- (2) 2の(2)の住所の変更 平成30年11月12日
- (3) 2の(3)の変更 令和2年9月1日
- (4) 2の(4)の代表者の変更 令和6年5月24日
- (5) 2の(4)の住所の変更 令和7年4月14日

4 届出年月日

令和7年5月2日